

令和 7 年度 排出・減量化・リサイクルフロー

	廃棄物の種類	再利用の方法・保管方法	運搬の方法 ※収集運搬業者名 など	処理の方法 ※中間処理、リサイクル、 最終処分業者名など
一般廃棄物	下記の資源物に該当しない可燃物			
	段ボール			
	新聞紙・チラシ			
	雑誌・カタログ類			
	コピー紙・OA用紙・事務用紙			
	紙製容器包装物			
	封筒類			
	その他の紙類			
	機密文書類 ↓			
	シュレッダー物			
例産外業あり廃棄物（注）（一部参照）	生ごみ（厨芥類）			
	剪定枝葉くず・草木類のごみ			
	ペットボトル（注）			
	プラスチック製包装容器（注）			
	その他（びん）（注）			
	その他（缶類）（注）			
	その他（ガラス、陶磁器）（注）			

注

事業所から排出されるペットボトル、プラスチック製包装容器、その他（びん、缶類、ガラス、陶磁器）は産業廃棄物ですので、原則として環境センターに持ち込むことはできませんが、①従業員が個人で消費したもの、②市民に消費され店頭回収したものについては、例外的に持ち込むことができます。